

「鍵かけ」を習慣にして自宅を守ろう！！

◇ 青森県内の令和6年中の侵入窃盗発生状況

侵入窃盗 307件 (前年比-224件)

うち住宅対象 87件 (前年比+16件)

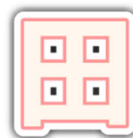
令和6年中は、令和5年より「侵入窃盗」の認知件数は減少しましたが、そのうち、「住居対象」の侵入窃盗の被害が16件増加しました。

犯人は鍵の掛かっていない建物や自転車、車を狙っています。

また、犯人と鉢合わせになることで、強盗などの凶悪犯罪に発展する可能性があります。

以下のことを習慣にして、盗難被害に遭わないように、気をつけましょう。

- ☐ 在宅時や短時間の外出でも確実に鍵を掛ける
- ☐ 外出前や就寝前は、玄関と全ての窓の施錠を確認する
- ☐ 窓の外に侵入の足場となるような物を置かない
- ☐ 盗まれる物はないと思っても、鍵を掛ける



6月号

田子駐在所

☎ 32-3109

横断歩道は歩行者優先です

ひし形マークは「この先に横断歩道があります」ということを意味します。



車両等は、横断歩道に接近する場合、

- 近くに歩行者がいないか確認
- 横断歩道付近に歩行者がいたら、その手前で停止できる速度に減速
- 横断歩道を横断している、または、横断しようとしている歩行者がいる前は手前で一時停止

するようにしなければならず、違反すると、「横断歩行者等妨害等」の違反となります。

罰則 3月以下の懲役又は5万円以下の罰金

(令和7年6月1日から「懲役」は「拘禁刑」へ変更)

違反点 2点

反則金 大型等 12,000円 普通 9,000円
二輪 7,000円 原付 6,000円

